

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富士河口湖町

1. 全職員の係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.88 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.54 %
全職員	74.96 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.3 %
本庁課長補佐相当職	92.4 %
本庁係長相当職	104.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.5 %
31～35年	85.4 %
26～30年	91.2 %
21～25年	87.8 %
16～20年	91.8 %
11～15年	92.8 %
6～10年	92.9 %
1～5年	87.2 %

【説明欄】

・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を継続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。